

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会専門医・認定医認定制度要綱

旧	新
<p>附則 (従来制度プログラム未修了者の新制度プログラムへの移籍等) 第 25 条 前条により廃止されるプログラムの廃止日に、未修了で在籍する専攻医は、新制度の家庭医療専門研修プログラムに移籍して研修を継続することができる。同プログラムでの研修を中断した者が再開するときも同様とする。この場合の資格は附則第 23 条に準ずるものとし、手続きや移籍・再開後の研修要件については細則に定める。</p>	<p>附則 (従来制度プログラム未修了者の新制度プログラムへの移籍等) 第 25 条 前条により廃止されるプログラムの廃止日に、未修了で在籍する専攻医は、新制度の家庭医療専門研修プログラムに移籍して研修を継続することができる。同プログラムでの研修を中断した者が再開するときも同様とする。この場合の資格は附則第 23 条に準ずるものとし、手続きや移籍・再開後の研修要件については細則に定める。 2 前条により廃止されるプログラムの廃止日に、未修了で在籍する専攻医で正当な理由のある者については、専門医研修プログラム運営・FD 委員会で審査の上、新制度の家庭医療専門研修プログラムに移籍して従来制度の要件で研修し修了することを認めることができる。同プログラムでの研修を中断した者が再開するときも同様とする。これにより修了した者の専門医認定審査受審資格は従来制度プログラム修了者となる。</p>

以上